



所 行 所  
民 館 館  
人 所 所  
行 所 所  
代 代 代  
理 理 理  
松 松 松  
館 館 館  
印 印 印  
代 代 代  
印 印 印  
電 電 電  
話 話 話

### 昭和二十五年産

### 早場米買入要領について

本村の昭和二十五年産早場米買入割当は去る十五日決定し續いて縣の算定方法に準じて部落割当を十九日の嘱託員會に計つてそれより九月二十三日迄に個人別時期別買入準備が進められて居りますから生産者の皆様より極力指定の

#### 早場米買入要領

早場米獎勵金の期限及び金額

期 限	石当金額
九月 末日	一〇〇〇円
十月十五日	七〇〇円
十月 末日	四〇〇円

二、早場米獎勵金の対象  
早場米獎勵金の対象は三、に定める買入手續によつて指定の期限までに政府の買入手續が完了した検査規格四等以上の玄米及び種子粒に限るものとする。

#### 三、買入手續

(一)市町村長は地方事務所長(支廳長)の指示する時期別買入予定数量に基き食糧検査官、集荷機關等と協議の上時期別、生産者別買入予

定數量を定め生産者に通知すると共に個人別細表を速かに地方事務所長(支廳長)検査官並指定業者に文書を以て通知する。  
(二)食糧事務所長は前項の通知に基き各生産者より早場米獎勵金を附して買入れる本年産米の買入手續を行う。  
四、時期別買入數量の割当  
(一)時期別買入數量の割当にあつては指示された予定數量獎勵金額を超過しないよう計測するは勿論市町村間個人間の公正を期するよう特に留意すること。  
(二)指示された時期別買入予定數量につき獎勵金額を變更しない範圍に於て時期別

計画の變更を必要とする場合は地方事務所長(支廳長)は知事に市町村長は地方事務所長(支廳長)に連絡し承認をうけること。  
右の變更承認を得た場合市町村長は食糧検査官に地方事務所長(支廳長)食糧事務所支長に必ず連絡すること  
(三)市町村長における生産者別割当事務については供出時期にあるので左記期限迄にこれを完了すること。  
市町村別割当(九月十五日)生産者別割当(九月廿五日)  
五、出荷上留意すべき事項  
(一)市町村長は計画出荷を円滑に実施するため各部落毎に供出取扱についての責任者を指定し各生産者、市町村長、集荷機關食糧検査官相互の連絡に当らしめる。  
(二)市町村長は天候其の他止むを得ない事情により生産者が指示された期別予定數量の供出をなし得ない場合に於ては地方事務所長(支廳長)の承認をうけ獎勵金予定額の範圍内に於て期別買入予定數量を變更することには差支ない。  
(三)生産者において指示された買入予定數量を超過して売渡の希望ある場合は検査能力に支障なき限り努めて買入する方針(獎勵金を加算しない)となつて居るので買入予定數量にのみ拘泥し全

字 別	數				金 額			
	9月中	10月上旬	下半年	計	9月中	10月上旬	下半年	計
松代上町	2.0	95	218	315	800	26600	34880	62280
中町	1.5	113	255	369.5	600	31640	40880	73040
下町	1.0	93	196	288	400	26040	31360	57800
小荒		48	102	150		13440	16320	29760
太		75	182	257		21000	29120	50120
青		45	90	135		12600	14400	27000
田		42	120	162		11760	19200	30960
屋		68	140	208		19040	22400	41440
之		40	106	146		11200	16960	28160
山		81	144	225		22680	23040	45720
(正)	5.0	197	411	610	2000	55160	65760	122920
(菊)		70	195	265		19600	31200	50800
平		41	104	145		11480	16640	28120
山		91	187	278		25480	29920	55400
老		17	24	41		4760	3840	8600
伏		24	45	69		6720	7200	13920
地		193	423	616		54040	67680	121720
山		21	14	35		5880	2240	8120
子		92	182	274		25760	29120	54880
鳥	3.0	173	374	550	1200	48440	59840	109480
瀨		38	93	131		10640	14880	25520
中		21	38	59		5880	6080	11960
学		33	76	109		9240	12160	21400
荒	10.0	11	29	40		3080	4640	7720
高		42	78	120		11760	12480	24240
校		8	24	32		2240	3840	6080
計		15	7	32	4000	4200	1120	9320
合 計	22.5	1787	3857	5666.5	9000	500360	617120	1126480

### 昭和25年産早場米豫定數量及金額

(單位數量は俵、金額は円)

ないよう留意すること。  
(一)早場米の売渡しを急ぐ余り乾燥調整包装等の取扱に粗漏のないよう生産者に徹底すること。  
(二)生産者別買入予定數量に依り計画検査が実施されること  
(三)其の他本年の早場米獎勵金交付方法は生産者代表の請求に基き支拂われることに改正されたが右の支拂は市町村長の定めた生産者別時期別買入予定數量に基き交付されることなるので市町村長はこれが実施に遺漏なきを期すること。

初秋の氣象手帳

例年夏の終り頃から秋にかけて頭痛の種となるものは先づ台風である。当地は幸い四囲山に囲まれている事と本縣に進出しようとする信風の險峻を越えねばならない。

雨となる。台風は即ち吹込みの風の強いものであり、豪雨は上昇気流の盛んなためである。又風は中心でなくとも相当に離れた場所でも猛烈に吹く可能性は充分にある。

地区にアツと云う間に通り魔の降る日も多い。これを秋の雨が雨といつて初夏の梅雨に相当するものである。大体秋の初めには小笠原高気圧は弱々衰微するがまだ相当の勢力をもっている。

新聞にも出ていたように赤道前線(北半球の貿易風と南半球の貿易風の遭遇する線)の北上のため小笠原高気圧の勢力は北へ移りそのため本年は異常天候が多かつた。秋のな

みた保温折衷苗代の普及、其の他農耕技術の進歩により結実期を早める事が出来れば収穫は必ず増加する事である。白菜大根の類は性状として、播氏二四度位で播種し以後收穫期まで次第に気温が下るのが理想なので七月末か八月中に播種

するものであるがその頃は降雨が少く発芽しない事が初秋の候には害虫にやられる事が多い。害虫は長い降雨の後、気温が昇る時に発生することが多いからこんな天候の時注意して早期に発見することである。

松代村に本籍がないお方は……

かならず「寄留届」をせらるよう

- (一)寄留者の氏名及職業
(二)世帯主の氏名及世帯主と寄留者との続柄
(三)寄留者の本籍と生年月日
(四)配偶者のある者はその氏名と生年月日(子のある者はその氏名と生年月日)併記
(五)寄留の旨及その場所番地
(六)寄留地を變更したものは前の寄留地も記載のこと

随想 市川牧人

かがし

此の頃随分暑日に肥種を山にかつぎ上げ大根蒔をやつた。隣の畑でも村の老農がセツセと大根蒔だ。少し早いとは思つたが手廻しよく立派に蒔きおえた。

一時は悲観もしたが然し俺は一年生だ大学の学生と幼稚園の子供が同一の問題にぶつかつた様なものだ。四十年も百姓道に精進した老農と俺の作物が同じに出来れば何も苦勞する必要は無い。彼等にはカントの純粹理性批判もなければプラトンのアリストートルも無い。只親譲りの耕耘以外に何物もなく土に立っているのだ。諦めるより外ないと自らを慰めていた。

「眼耳鼻舌各一能有り、眉毛上に在り、土農工商各一務に歸す、拙者常閑、本分宗師如何施設」といふのだ。眼や鼻にはそれ／＼の動きがあるが動きのない眉毛が一番上にいることは怪しからんと

「眼耳鼻舌各一能有り、眉毛上に在り、土農工商各一務に歸す、拙者常閑、本分宗師如何施設」といふのだ。眼や鼻にはそれ／＼の動きがあるが動きのない眉毛が一番上にいることは怪しからんと

今世の中は總じて人間が小粒になつた。一藝一能に秀た人では万人の上に立つことが出来な

今世の中は總じて人間が小粒になつた。一藝一能に秀た人では万人の上に立つことが出来な

茶 水

虫時雨祭り太鼓のかすか 納税の子算早場米雨に泣く

# 農業講座

## 堆肥の改良

若月佐治郎

肥料事情(購入肥料)の好轉に伴い、堆肥の重要性が軽視されがちになります。土壌の生産力が維持増進することは農産物改良増殖の根本問題の一であり、地力増進の方法は色々あるが、耕土の腐植質含量を適當にすることが最も重要な事項である。土壤腐植質の含量は三〇〜五〇%が適當だと云われているが、本村の場合には田圃には年々相當量の堆肥が入られるので、部落的にはこの適量に近いところもあるが、畑に於ては全くお話しにならない。農産物の増産もこの欠乏した腐植質の増加をはかることが先決問題である。そのためにも、於ては田畑共に反當三〇〇貫以上の施用を目標とし、質に於ても従来の如き未熟のしかも長い冬季間雨曝しにして置いたため、折角多大の努力を費して造った堆肥の有効成分を殆んど流失してしまつた。いかに改善しなければならぬ。

類に含まれる肥料三要素は水溶性のものが多く、特に磷酸・加里分は簡単に水に溶けて流失する性質を持つてゐる。野草の乾燥したものを長く刈つた場所に放置する時は、その含有する磷酸、加里分を大部分雨で流してしまふことは、表によつても明らかである。乾燥して運搬に便利になつたら、成可く早く堆積所に集めて、假積だけでもして置く様にしなければならぬ。即ち流水に三時間原料を浸漬すると、含有成分中窒素一割二分、磷酸二割八分、加里三割一分程度流出することになる。尙本積に移し熱度(腐熟の程度)が進んだら必ず雨覆を掛ける事が何よりも大切である。

浸漬時間	吸水率(%)	浸出割合(%)		
		窒素	磷酸	加里
半時	13.1	0.33	0.93	1.22
1時	13.5	0.90	2.00	2.36
3時	17.0	1.20	2.75	3.11
15時	24.0	1.50	3.50	6.02
24時	25.7	1.80	4.11	6.47
48時	32.0	2.01	5.06	7.10

◇窒素質肥料並石灰の添加  
田打ち前に田圃へ入れた堆肥を見ると完全に腐熟したものは到つて少く大部分は中熟程度、ひどいものは「刈干」のような殆んど腐つていないものもあるが、これは窒素含量の少ない堆積肥料(野草も若いものは一般に窒素含有量の割合が多い)を堆積する場合其の酸酵をよくするには細菌の繁殖を旺盛にしなければならぬ。それがには適量の速効性窒素肥料及石灰を加え水分を充分與へ堆積法に注意すること、石灰は細菌の作用による酸性酸酵を調節して堆積材料の組織崩解を早め保水力をよくする働きがある。

◇試験の目的  
薄荷の栽培は農村の換金作物として各地で行われるようになったが、本村でも今年には小規模な種子を入れて栽培されている。その刈取時期は暖地では年三回、北海道のような寒地では一回、其の他の土地は年二回となつてゐるが、本村のように十一月末か十二月初めに雪の降る地方ではどのような刈取時期の選定をすればよいかはまだ不明である。本試験は最も効果的に採油するための刈取時期の決めるためのものである。採油装置の不備のため正確な資料は得られまいと思ふが、大体的に見当はつくとする。

ハッカの採油試験について  
高等学校農産加工室  
花し初めた頃  
十分に花の開いた時  
以上の各期の刈取薄荷草につき蒸気蒸溜によつて油をとり秤量する。逆は秋の終りに前段の(1)(2)の各畑につき二番刈りをして、各につき採油量を決定する。前段、後段の各合計の最も多いものが即ち当地に適した刈取時期となるわけである。

つかりしてゐる)を持っていて切返しも四五回もやり製品は堆肥とは思われない程良質なものを作つてゐるが、それ迄にやらなくてもせめて秋末か春先に一回だけでも切返しをやらばおそろく田カキの時田面に浮いて仕末におえない様なものはなくなると思われる。この切返しも是非実行して戴きたい。

◇材料早期集積と雨覆の勵行  
一般に稻藁及び乾燥した野草類に含まれる肥料三要素は水溶性のものが多く、特に磷酸・加里分は簡単に水に溶けて流失する性質を持つてゐる。野草の乾燥したものを長く刈つた場所に放置する時は、その含有する磷酸、加里分を大部分雨で流してしまふことは、表によつても明らかである。乾燥して運搬に便利になつたら、成可く早く堆積所に集めて、假積だけでもして置く様にしなければならぬ。即ち流水に三時間原料を浸漬すると、含有成分中窒素一割二分、磷酸二割八分、加里三割一分程度流出することになる。尙本積に移し熱度(腐熟の程度)が進んだら必ず雨覆を掛ける事が何よりも大切である。

◇試験の方法  
一、試験の目的  
薄荷の栽培は農村の換金作物として各地で行われるようになったが、本村でも今年には小規模な種子を入れて栽培されている。その刈取時期は暖地では年三回、北海道のような寒地では一回、其の他の土地は年二回となつてゐるが、本村のように十一月末か十二月初めに雪の降る地方ではどのような刈取時期の選定をすればよいかはまだ不明である。本試験は最も効果的に採油するための刈取時期の決めるためのものである。採油装置の不備のため正確な資料は得られまいと思ふが、大体的に見当はつくとする。

◇試験の方法  
一、試験の目的  
薄荷の栽培は農村の換金作物として各地で行われるようになったが、本村でも今年には小規模な種子を入れて栽培されている。その刈取時期は暖地では年三回、北海道のような寒地では一回、其の他の土地は年二回となつてゐるが、本村のように十一月末か十二月初めに雪の降る地方ではどのような刈取時期の選定をすればよいかはまだ不明である。本試験は最も効果的に採油するための刈取時期の決めるためのものである。採油装置の不備のため正確な資料は得られまいと思ふが、大体的に見当はつくとする。

◇試験の方法  
一、試験の目的  
薄荷の栽培は農村の換金作物として各地で行われるようになったが、本村でも今年には小規模な種子を入れて栽培されている。その刈取時期は暖地では年三回、北海道のような寒地では一回、其の他の土地は年二回となつてゐるが、本村のように十一月末か十二月初めに雪の降る地方ではどのような刈取時期の選定をすればよいかはまだ不明である。本試験は最も効果的に採油するための刈取時期の決めるためのものである。採油装置の不備のため正確な資料は得られまいと思ふが、大体的に見当はつくとする。

# 國勢調査が実施されます

## 皆様と御協力下さい

来る十月一日を期して全  
国一せいに國勢調査が行わ  
れます。この調査は日本再  
建の基となる重要な統計資  
料を求めることは勿論、世  
界の主要国が歩調を揃えて  
行い一九五〇年世界國勢調  
査にわが国も仲間入りして  
行く世界的にも重要な調査  
であります。

一、今回の國勢調査は、調査  
の時期に平素住んでいる世  
帯員の方を調べるのであり  
ます。従って平素住んでい  
る世帯員で調査の時期に一  
時不在であつてもその人の  
自宅を調べるのであります  
(但しこの一時不在の人は  
調査の時期に実際に居た  
世帯で一時現在者として  
別の調査を受けます)  
なお寄宿舎、下宿、病院の  
入院者、船舶乗組員等の調  
べについては國勢調査員が  
よくお尋ねして調べるこ  
とになっていきますから調査員  
とよく打合せして調査もれや  
二重調査にならないように  
心掛けて下さい。

- ◎平素住んでいる世帯員につ  
いてしらるべき事柄
- (一)世帯主だけについて
    - 普通世帯か準世帯かの別
    - (2)住居の種類……
    - 住宅に住んでいない世帯か  
住宅でないところに住ん  
でいる世帯か
    - (3)住宅の所有関係……
    - 給與住宅か、間借か、持  
家か、借家か、
    - (4)住宅の畳敷
    - (5)一時現在者の数
    - (二)世帯主も含む全世帯員につ  
いて
      - (1)氏名
      - (2)世帯主との続柄
      - (3)十月一日午前零時に自分  
の世帯に居たか、居なか  
った場合にはその理由
      - (4)男女の別
      - (5)出生年月日
      - (6)出生地
      - (7)在学しているか否かの別
      - (8)在学年数
      - (9)国籍又は出身地
      - (10)引揚者か否かの別
      - (11)配偶の関係

- (12)世帯員中で昭和15年12月31  
日迄に生れた者について  
○九月二十四日から三十日  
までの一週間の就業の状  
態について次の事柄をし  
らべます
- (1)収入のある仕事を少しで  
もしたか
- (2)仕事をした時間
- (3)仕事をもらったか否かの別  
の仕事をしたか否かの別
- (4)収入のある仕事を探した  
か否か
- (5)一週間の収入のある仕事を  
せず又は仕事を探さな  
かった者は一週間主に何  
をしていたか
- (6)一週間の間に少しでも仕  
事をした者についてはそ  
の仕事の種類、事業の種  
類、勤め先の名称、業主  
の屋号又は氏名、従業上  
の注意
- (四)世帯員の中で現在結婚して  
いる女子又は結婚したこと  
のある女子について
  - (1)初婚か否かの別
  - (2)結婚年数の合計
  - (3)自分が生んだ子供の数
- (五)一時現在者についてしら  
るべき事柄
  - (1)氏名
  - (2)男女の別
  - (3)出生の年月日
  - (4)国籍又は出身地
  - (5)配偶の関係
  - (6)一時現在地
  - (7)一時現在の理由
  - (8)常住地不在期間
  - (9)常住地及び世帯主の氏名

方(本人でない)とわからな  
いことは本人に)よくお尋  
ねしてそのお答えに基いて  
調査票に記入して行く方法  
によります。従つて世帯主  
又はその代理人の方に國勢  
調査員がしらるべき事柄につ  
いて質問したときは心よく  
お答え下さるようお願いし  
ます。なお九月二十二日か  
ら二十四日の間に準備調査  
として國勢調査員が世帯人  
員等をしらるべき各世帯を訪  
問しますからそれにもお答  
え下さい。

一、この調査でしらるべき事柄  
はすべて集計して必要な統  
計を作るのが目的であつて  
しらるべき事柄をそのまゝ、税  
金、配給、その他犯罪捜査  
等に使用することは法律で  
禁ぜられております。

また國勢調査員は勿論、調  
査に關係した人は調査によ  
つて知り得たことを他人に  
もらすことも法律で禁ぜら  
れていきますから國勢調査員  
の質問に対しては安心して  
事実ありのままを答えて下  
さい。

一、國勢調査員はすべての人  
を対象とする大規模な調査  
であり、調査に關係  
する人は勿論、一般の人々  
の理解ある協力がなしと決  
して成功しません。切に皆  
様の御協力と御支援をお願  
いします。

一、皆様の御家庭へお伺いす

松代村の國勢調査員の方  
々は左の通りでありますか  
いします。

松代上町 關谷 昌憲 池尻 關谷理太郎  
關谷 テヨ 会 五十嵐政勝  
中町 關谷 昭平 清水 秋山 知義  
鈴木 賢市 中村 重行  
鈴木 秀夫 桐山 小山徳三郎  
鈴木 益藏 若井 博彌  
若井 徳雄 若井 三郎  
菅 修平 東山 正男  
柳 直正 海老 若月 清  
菅井 文雄 犬伏 柳 栄藏  
柳 文雄 小島 良治  
市川 軍平 孟地 若月 庚平  
宮沢 清 片桐山 山岸 義輝  
西方 日光 瀧沢 佐藤 良三  
關谷 清栄 中子 柳 晴二

## 昭和二十五年分縣稅事業稅 査定審議委員会にのぞみて

鈴木 芳平

昭和二十五年分縣稅事業稅  
程の努力もできなせんで遺憾  
審議委員会委員として村長よ  
り委嘱され、去る九月十八日  
本郡地方事務所にて開催さ  
れました。

委員十名にて審議され、本村  
納稅者に対しては殆んど無修  
正のようになりましたが時間  
のある限り審議され一部修正  
を加えて終了致しました。

營業者の皆様に期待される  
正確に納稅いたしましょう。

最近本郡の一部に牛の流感が発生したので当局では防疫対策  
を講じつゝありますが当地区にも侵入の虞れがあるので充分  
御注意下さい。高熱、關節炎等発見したら直ちに獣医師へ。  
尙本郡は牧、沖見、安塚、下保倉村の家畜異動を禁じてあります

## 本郡にも牛の流感発生